最終更新日：2018年6月26日

株式会社共和コーポレーション
代表取締役社長 宮本　和彦
問合せ先：取締役経営企画室長　澤田　亮
証券コード：6570
http://www.kyowa-corp.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは企業理念として①「顧客満足の楽しみ」②「一生懸命の楽しみ」③「実践と行動の楽しみ」の「三つの楽しみ」を掲げております。
この企業理念実現のため、株主をはじめ顧客、取引先、従業員、地域社会等の各ステークホルダーの信頼に足る経営を実現し、経営の迅速性、正確性及び公正性が企業の姿勢として求められているものと認識しております。これらの期待に応え、経営の効率性、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るとともに企業価値の継続的な向上を実現してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2④】議決権の電子行使を可能とするための環境作り
当社は、議決権電子行使プラットフォームに関しては、機関投資家等の株主構成を踏まえ、今後、実施時期等具体的な導入を検討してまいります。また、招集通知の英訳等についても、海外投資家の比率等も踏まえ、実施時期等具体的に導入を検討してまいります。

【補充原則3－1②】英語での情報開示・提供
当社は、英語での情報開示については、今後、海外投資家の比率等も踏まえ導入を検討してまいります。

【補充原則4－11③】取締役会の実効性についての分析・評価結果の概要
毎年度、各取締役の自己評価なども参考に、取締役会の実効性についての分析・評価を行い、翌年度の取締役会運営に生かしてまいります。上記結果の開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】いわゆる政策保有株式
(1) 当社は、いわゆる政策保有株式については、取引関係の強化・情報収集等によって得られる利益と投資額等を総合的に勘案し、その保有の可否を判断しております。政策保有については、担当取締役による検証を行い、職務権限規程に基づき投資の可否を判断しております。
(2) 政策保有株式に係る議決権の行使については、個々の議案に応じた定性的かつ総合的な判断に基づき決定することとしております。

【原則1－7】関連当事者間の取引
(1) 関連当事者取引等の実施に対する基本方針
関連当事者取引等の実施につきましては、その取引が当社グループの経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して妥当であるか等に特に留意して、取締役会の決議により行う方針であります。
(2) 関連当事者取引等の適正性を確保するための体制
当社グループでは、関連当事者取引管理規程に基づき、取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性等を検討した上で、取締役会の承認を得ることとしております。また、毎事業年度末に、取引の適正性を確認する体制を構築しております。

【原則3－1】情報開示の充実
(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画
当社の経営理念や経営戦略、経営計画については当社WEBサイト、決算説明会等で開示してまいります。
(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
本報告書「基本的な考え方」に記載しておりますが、健全性及び透明性を確保し、社会からの信頼を得るためには、情報開示は重要な経営責任の一つであると認識し、株主をはじめとするステークホルダーの皆様に対し正確な情報を迅速・公正に伝達する方針です。
(3) 取締役会による経営陣幹部・取締役報酬決定についての方針と手続き
株主総会で承認された役員報酬の上限の範囲内において、期待される役割とそれに応じた責任を考慮して、監査等委員でない取締役については個々の取締役毎に取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議により個々の監査等委員毎に決定しております。
(4) 取締役会による経営陣幹部・取締役・監査等委員の指名についての方針と手続き
経営陣幹部を含む取締役候補、監査等委員候補の選任と指名については、当社の経営理念、経営方針に対する理解があることに加え、経験、人格、見識、能力等を考慮し、取締役会の決議を経たうえで株主総会に議案を上程しております。
(5) 取締役会による経営陣幹部・取締役・監査等委員についての個々の選任・指名についての説明
個々の選任・指名理由の説明については招集通知に記載する方法により開示しております。

【補充原則4－1①】取締役会の経営陣に対する委任の範囲
当社では、規程により経営陣の職務権限の範囲を定めておりますが、法令及び定款に定められた範囲において取締役会の決議により重要な業務執行の全部または一部を経営陣に委任することができるものとしております。
また、取締役会は各取締役の業務執行を監督する義務を有し、各取締役より適時に報告を受けることとしております。

【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用
当社は、業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、独立社外取締役の機能を十分に活用できるようにするため、監査等委員会設置会社を採用しております。

当社の監査等委員3名は、いずれも独立社外取締役であり、取締役の3分の1以上の社外取締役を選任しております。監査等委員である独立社外取締役は、取締役会において取締役としての議決権を有し、機動的に監査・監督機能を発揮して適切な経営の意思決定と業務執行を実現することで当社のグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たせる体制としております。

【原則4－9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社では、東京証券取引所が定める基準を満たすことに加え、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した中立的な立場の社外取締役から選任しております。

【補充原則4－11①】取締役会としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社では、取締役会メンバーは、当社の業務に精通し深い知見を備えた実行力のある業務執行取締役と、高度な専門性を有し豊富な経験と幅広い知識から経営に対し監督・助言ができる非業務執行取締役で構成し、取締役会の多様性と適正規模については、会社や社会の状況を鑑みて対応することが必要であると考えております。
現在は6名の取締役（監査等委員を除く。）と3名の社外取締役である監査等委員により適正なバランスで取締役会を構成しており、いずれも業務に精通し深い知見と、財務・会計、リスク管理およびコンプライアンス等に関する知識、経験、専門性を有しておりますので、取締役会はバランス良く構成されているものと考えております。

【補充原則4－11②】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況
現在は、非常勤の社外取締役1名が他の上場会社の役員を兼任しておりますが、当社社外取締役としての役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力は確保されているものと考えております。
なお、兼職状況については「株主総会招集通知」「有価証券報告書」等の開示資料にて毎年開示しております。

【補充原則4－14②】取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針
当社は、社外取締役には、店舗視察を行う機会を提供するなど当社の事業の理解を深めていただくとともに、新任取締役においては社外研修会に参加し、取締役として遵守すべき法的な義務や責任、役割についての理解を深めております。また、コンプライアンスやガバナンス等に関する必要なトレーニングや研修の機会を提供しておりますほか関連の月刊誌や法律実務書等の購読により経営レベルの向上を図っております。

【原則5－1】株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに検討しております。また、株主との建設的な対話を促進するための方針については次の【補充原則5－1①及び②】記載の通りです。

【補充原則5－1①】株主の対応者
合理的な範囲内で、取締役等が対話（面談）に臨み、IRを担当する経営企画室副室長が補助しております。

【補充原則5－1②】株主との建設的な対話を促進するための方針
（1）株主・投資家を含むすべてのステークホルダーに対する公平かつタイムリーな情報開示を行い、コミュニケーションを重視するよう代表取締役社長自らが面談に臨んでいく方針です。
（2）経営企画室が中心となってIRを担当しておりますが、決算開示資料の作成、株主向けのWEBページの運用等、経理部、総務部等の関連部署と連携を取りながら、株主の皆様との建設的な対話の促進に努めてまいります。
（3）個別面談以外にも投資家説明会の開催や株主の皆様に当社の業務をよりご理解いただくため、無料プレイ券などの株主優待の施策を検討してまいります。
（4）対話において把握された意見等については、取締役会及び経営会議に情報提供するほか、株主・投資家との対話に反映してまいります。
（5）株主・投資家との対話に際しては、「インサイダー取引防止規程」に基づき、インサイダー情報の管理を強化・徹底し、株主間の平等を図るよう対応してまいります。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社ユーミーコーポレーション	1,130,000	38.78
宮本 早苗	400,000	13.73
宮本 和彦	255,000	8.75
共和コーポレーション従業員持株会	208,900	7.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	106,800	3.66
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	51,300	1.76
株式会社北陸銀行	50,000	1.71
株式会社八十二銀行	50,000	1.71
長野信用金庫	50,000	1.71
株式会社SBI証券	37,500	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	宮本　早苗
親会社の有無	なし

補足説明

株式会社ユーミーコーポレーションは代表取締役社長宮本和彦及び専務取締役宮本早苗の資産管理会社であり、宮本和彦、宮本早苗及びその近親者で全株式を保有しております。

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主と取引を行う予定はありません。但し、取引を行う場合には、その取引が当社グループの経営の健全性を損なってはいないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して当社取締役会の決議により行い、少数株主の保護に努めてまいります。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤　博正	他の会社の出身者											
中澤　敏和	他の会社の出身者											
岡本　俊也	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤　博正	○	○	―――	金融機関およびその子会社における豊富な経験と企業経営に関し幅広い見識を有しており、経営に対する適正な助言・監査が期待できることから監査等委員として適当な人物であると判断しました。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

中澤　敏和	○	○	―――	金融機関およびその子会社における豊富な経験と企業経営に関し幅広い見識を有しており、経営に対する適正な助言・監査が期待できることから監査等委員として適当な人物であると判断しました。 また、所有株式5,000株を除き、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。
岡本　俊也	○	○	―――	公認会計士として多数の会社経営に関与してきた豊富な経験と会計的見識から公正な立場で経営に対する適正な助言・監査が期待できることから監査等委員として適当な人物であると判断しました。 また、当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

補助者として専従のスタッフではなく、総務部担当者が常勤監査等委員の要請に基づく資料の準備、非常勤監査等委員との連絡など限定的な範囲で監査等委員を補助しており、独立性は確保されております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員は監査の実施にあたり、会計監査人、監査室と定期的な意見交換を行っております。また、監査室と連携して現場で監査に立会い、情報の共有、監査結果の報告を受けること等、必要な連携を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めるため、取締役（代表取締役社長、専務取締役、社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員に対し新株予約権(ストックオプション)を付与しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上の者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員を除く。）及び監査等委員の報酬等については、株主総会の決議によるそれぞれの総額報酬の限度内において、会社の業績見通し・経営内容・経済情勢等を考慮の上、監査等委員でない取締役の報酬については取締役会の決議により、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

当社の監査等委員3名はいずれも社外取締役であります。うち1名は常勤であり、非常勤社外取締役と適時に情報共有を行うことで連携を密にしているほか、取締役会事務局である総務部が取締役会資料の事前配布、必要に応じて事前説明を行うなどの対応を図っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、監査等委員会設置会社であり、経営上の意思決定、執行及び監督に関する機関は以下の通りです。

（1）取締役会

取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、法令及び定款に定められた事項ならびに重要な政策に関する事項を決議し、それに基づいた取締役の業務執行状況を監督しております。

（2）監査等委員会

委員会のメンバー3名はいずれも社外取締役であり、全員が独立役員です。

毎月1回監査等委員会を開催するほか、重要な会議に出席し、必要な意見の表明を行い、業務執行の監査を行っております。

また、監査室、会計監査人との連携や意見交換を行っております。

（3）経営会議

当社では、迅速な経営判断を行うために、常勤監査等委員を含む常勤取締役、執行役員をもって構成される経営会議を毎月開催し、取締役会に付議する事項を含む重要な業務執行事項について、その方向性や方針の確認等の意思決定プロセスを含めて協議し、経営課題の認識共有化を図るとともに、業務執行組織の長である代表取締役社長に適切な助言を行っております。

（4）コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、コンプライアンスの不徹底が当社の経営基盤を揺るがしかねないことを強く認識し、誠実かつ公正な企業活動を推進するため、コンプライアンス委員会により組織横断的な取り組みを図っております。

委員長は代表取締役社長が務め、経営会議のメンバーによって構成され、コンプライアンスに関し審議するとともに必要に応じて指揮・指導しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、一方で業務執行者に対する監督機能を強化することを目的として、社外取締役の機能を十分に活用できる監査等委員会設置会社を選択しております。

監査等委員は取締役会において取締役としての議決権を有しており、機動的に監査機能を発揮して適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに組織的に十分牽制の効くコーポレート・ガバナンス体制の確立を目指しております。

また、経営会議を通じた経営課題の認識共有、コンプライアンス委員会を通じた組織横断的な取り組みにより、当社およびグループ全体のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス強化に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、決算の早期化により、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	可能な限り集中日と予測される日を避けて株主総会の開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後、議決権電子行使プラットフォームも含め株主の議決権行使環境の向上を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームについては現状実施しておりませんが、今後、機関投資家等の株主構成も踏まえ、議決権行使環境の向上を検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	今後の海外投資家等の株主構成も踏まえ、導入を検討してまいります。
その他	今後、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組みを検討してまいります。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトに公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施予定ですが、詳細は今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算、年度決算終了後に開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の海外投資家等の比率も踏まえ、開催を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社WEBサイトに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規程においてコンプライアンスに関する体制及びその遵守方法について定め、確固たる企業倫理を確立し、これを着実に実践していくことで、当社の社会的責任を健全な業務運営を通じて全うすることを目的としております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	地域のスポーツ活動に積極的に参画し野球とボウリングの振興を図ることを中期経営計画の戦略といたしております。 また、地域貢献活動の一環として、長野市に拠点を置くプロスポーツチーム「信濃グランセローズ（野球）」および「AC長野パルセイロレディース（サッカー）」のオフィシャルスポンサーとして助成を行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、お客様、株主・投資家、地域社会をはじめとするすべてのステークホルダーに、当社グループへの理解を深めていただき、当社の企業価値を正しく評価していただくために、透明性、公正性、継続性を基本に、金融商品取引法及び上場証券取引所の定める法令・規則を遵守し、企業活動に関する会社情報の公正かつ適時・適切な開示に努めることを基本方針としております。 また、開示する情報は、定められた適時開示手続きを経て開示を行い、開示した情報は、速やかに当社WEBサイトに当該情報を掲載しております。なお、法令等の要件に該当しない場合であっても、当社を理解していただくために有効と判断した情報については、積極的に公平・公正かつ適時に開示しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システム整備の状況

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適性を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針にしたがって以下のように体制を整備しております。

(1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性について、監査室による内部監査、監査等委員会監査による確認及びその報告ならびに是正措置を実施しております。

また、コンプライアンス体制の整備・向上を図るために、全役職員を対象とした「コンプライアンス規程」を整備し、コンプライアンス遵守の責任主体を明確にするため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会においては、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、教育を実施しております。

さらに、コンプライアンス上疑義ある行為については、従業員が会社及び外部通報窓口に通報できる内部通報制度を運営しております。

(2) 取締役の業務執行にかかる情報の保存・管理体制

当社「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書等で記録し、保存期間を定め適切に保存、管理しております。

(3) リスク管理体制

当社はリスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、当社が業務上抱える管理すべき5種類のリスク、即ち①経営リスク②法務リスク③財務リスク④ゲーム機リスク⑤オペレーショナルリスクの各種リスクの特性を正しく認識し、リスクの種類に応じて規程等を整備することにより、適切な内部管理を継続して実施しております。

また、管理すべきリスクの区分ごとに所管部署を定め、的確に把握・管理しその状況と問題点及びその対応方針を、リスク統括部署である経営企画室経由で取締役会に報告・付議しております。

経営企画室は、当社全体のリスク統括部署として、経営に付随する全てのリスクを的確に把握・管理する責任を負うとともに、各部署からリスク管理関連報告を徴求し、各部署に対して規程・職務権限等について改善を要請することができることとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に従い、意思決定ルールを明確にしております。また、取締役会による年度経営計画及び中期経営計画の策定とこれに基づく事業部門毎の業績目標、予算の設定及び月次、四半期業績管理を実施するほか、経営会議の開催による情報共有、意見交換体制の充実により、取締役の職務執行の効率化を図っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、「子会社管理規程」に従い、当社への決裁・報告制度により子会社の経営の監督を行うものとし、定期的に当社監査室による監査を実施しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、代表取締役社長宮本和彦を中心にコンプライアンス体制の充実と強化を図るべく、「コンプライアンス・プログラム」において、役員及び従業員の行動規範を整備し、その方針の一つとして、反社会的勢力との関係断絶を掲げております。

具体的には、①法律知識と強い正義感をもち、違法行為や反社会的勢力に関わらないように、常に良識ある行動に努めること②反社会的勢力とは一切関係を持たず、それらから不当な要求を受けた場合は毅然とした態度で対応することを宣言しております。

その具体的な対応策としまして、当社は公益財団法人長野県暴力追放県民センターの賛助会員として、従業員を当該センターが開催する不当要求防止責任者講習会に参加させ、また配布された資料等を社内掲示或いは回覧しております。

さらに、必要に応じて弁護士や警察等の専門家と連絡をとり、早期相談を行うよう指導もしております。

また、反社会的勢力に対する直接的、間接的な利益供与を防ぐために、特に店舗において「コンプライアンス・マニュアル」「反社会的勢力対応基準」「店舗利用約款」を通し、反社会的勢力との関係を持つことを禁ずる教育等の継続的な活動を行っております。

販売部門、広告営業部門、購買部門及び事務部門においては、新規に取引を開始する際には反社会的勢力について、日経テレコンや検索エンジンによる検索により調査を行い、既存取引先についても、年1回継続的に同様のチェックをしております。

さらに、新規取引については契約書にいわゆる暴排条項を記載するようにしており、取引が継続している相手方については、すべての相手に暴排条項の追加を依頼し、締結しました。

本社及び東京支店へは、「面会票」や「不当要求対応記録」を備え、反社会的勢力に対する対応要領を配布し、周知徹底を図っております。

株主については、中間及び年度末に確定する株主名簿をもとに株主の状況を確認しております。属性が不明な株主については、株主名簿管理人を通じて身元確認をするとともに、専門調査機関を利用して確認を行っております。

役員、従業員に対しては、反社会的勢力との関係がないことを本人に確認するとともに、誓約書を提出してもらうこととしております。また、役員に関してはさらに日経テレコンによる記事検索及びインターネットの検索によるチェックも実施しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

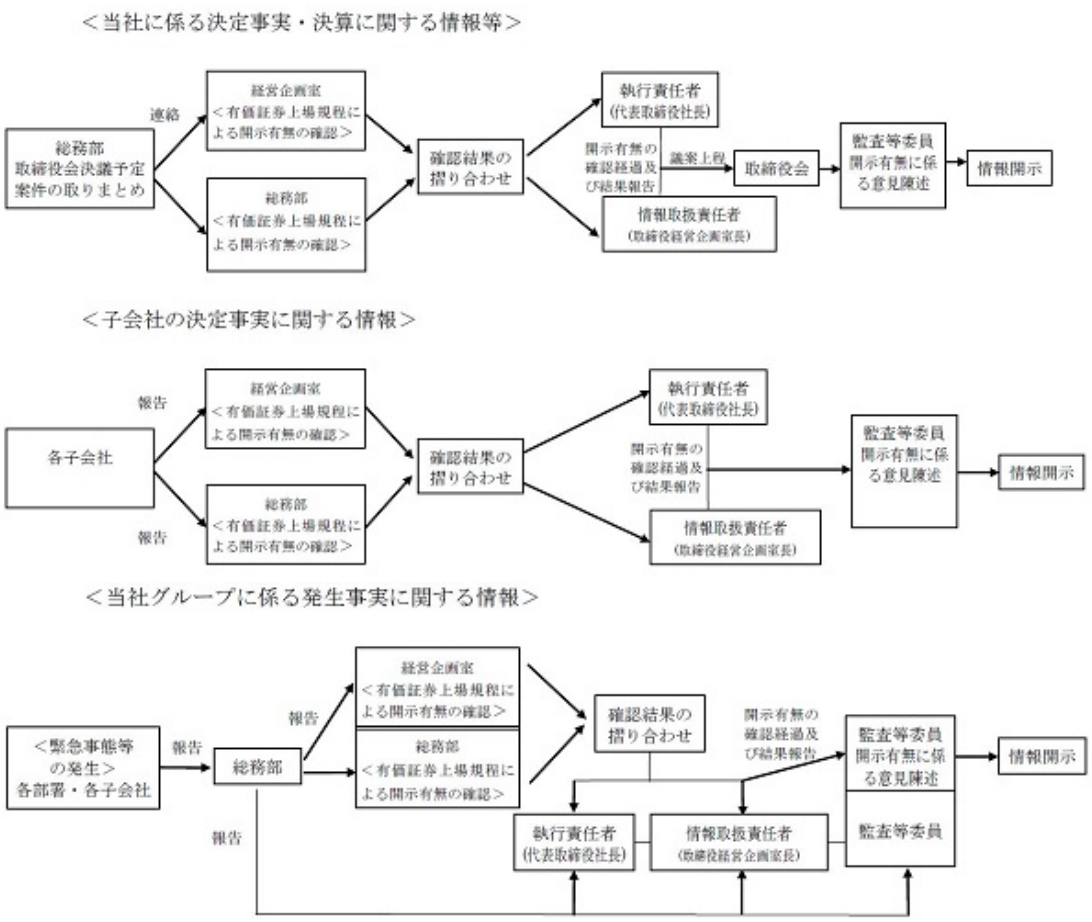
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――



会社の機関・内部統制の図

